

洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会（第4回） 次第

日時：2023年（令和5年）2月10日（金）15:40～

場所：洲本市役所 4階 災害対策室

出席：河瀬委員長、上村委員、家木委員、池田専門委員

事務局：洲本市総務課

1. 開会

- ・専門委員の出席ならびに発言を許可

2. 委員長あいさつ

3. 報告

(1) 第2回委員会から現在までの経緯

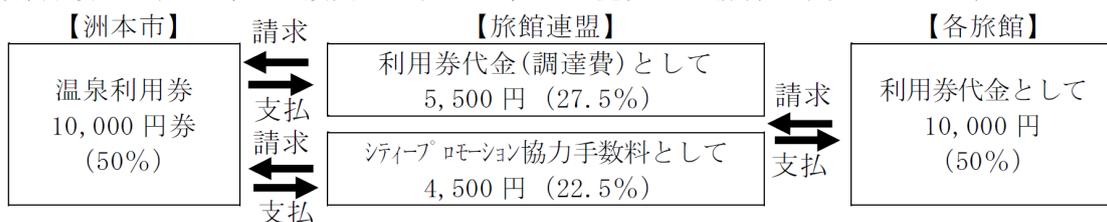
- ・令和4年12月13日 第2回委員会
- ・令和4年12月23日 第3回委員会（持ち回り審議）
 - 「事業者等に係る諸問題」を当委員会において調査が必要な事項として認定
 - 「事業者等に係る諸問題」の調査に関し、専門委員1名を委嘱するよう市に依頼
 - 池田氏を専門委員に指名
- ・令和5年1月27日 「市議会での答弁に関する申し入れ書」を提出
- ・事業者と市職員へのアンケート、市職員ならびに事業者ヒアリングを実施中

(2) 監査チームによる調査の追加報告【資料1】

(3) これまでの委員会の調査により事実認定できた内容

- ・温泉券における返礼割合3割違反の収支構造を確認

(寄付額2万円に対して額面1万円の返礼品を提供した場合の収支イメージ)



- ・参加事業者募集要項の表記「洲本市と縁のある」は地場産品基準違反を誘発【資料2】

以下引用「特産品を提案できる参加事業者は、(中略)次の条件をいずれも満たしている者・・・」 「(3) 洲本市内又は洲本市と縁のある市区町村に本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場のある企業または個人事業者及び地域のグループであること。」引用終わり

4. 議事

(1) 事業者への追加アンケートの実施について【資料3】

- ・地場産品基準の回答を明確化するための追加アンケート
- ・直接、委員に意見が届く形式での追加アンケート

(2) 次年度以降の当調査委員会の調査について

・当委員会の調査内容は、当初、当委員会が想定していた範囲を越える広がりをもつ問題であることがわかり、調査委員を追加したが、3月末までに最終報告書をまとめることはできない。そのため、令和5年4月以降も、当委員会の調査は継続したい。

5. 閉会

<資料一覧>

- 【資料1】 追加調査の報告
- 【資料2】 ふるさと洲本もっともっと応援事業参加者募集要項(抜粋)
- 【資料3】 情報提供のお願い

【資料 1】 追加調査の報告

(1) 「淡路島・洲本市特産品生産者応援企画 おうち de グルメ」での温泉券利用

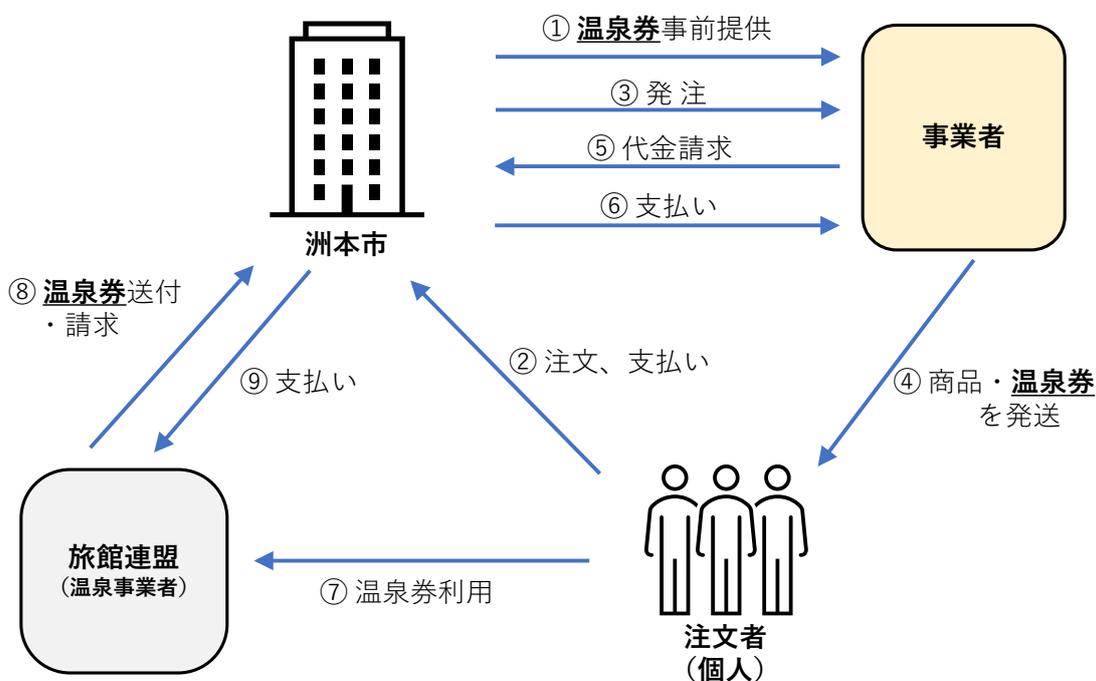
市は、令和2年5月から8月までの期間限定で「淡路島・洲本市特産品生産者応援企画 おうち de グルメ」と称した通信販売を行っていました。この企画は、洲本市民を含む個人が洲本市に特産品（全10品）を注文し、市からの発注により特産品事業者（全5者）が個人に特産品を発送するもので、その特産品には5,000円券の温泉券が同梱されていることが判明しました。大半の特産品の販売価格が温泉券と同額もしくはそれ以下となっています。

市に保管されている記録を確認すると、当企画で6月から10月までに特産品に同梱された5,000円温泉券は現在判明しているもので957枚に及んでいます。当該温泉券の利用による支払い4,785,000円は、ふるさと納税寄附金事業にかかる費用として市が負担することになっています。しかしながら、当企画の実施に関する決裁文書は確認できませんでした。また、当企画に参加する特産品事業者は5者となっていますが、当該事業者がどのように選定されたのかについても、記録が確認できませんでした。

なお、当企画は5月から8月の期間限定でしたが、実際には10月まで延長され、対象特産品も増えております。しかしながら、延長等に関する決裁文書についても確認できませんでした。

特産品の発送に際して同梱されたであろう温泉券の枚数については、現在も引続き確認中です。

【取引の概要】



(2) 洲本市民からの寄附に対する返礼

ふるさと納税制度は、市民からの寄附に対し、返礼品を贈ることは認められていません。しかしながら、調査の過程において、市民からの寄附に対し返礼品を提供していることが判明しました。なお、市民に返礼品を送付することを決定した記録は確認できませんでした。

発送年度	寄附件数	寄附者数	寄付金額
令和元年度	59 件	39 名	4,172,000 円
令和2年度	106 件	56 名	3,205,200 円
令和3年度	119 件	52 名	3,587,800 円
合計	284 件	147 名	10,965,000 円

(3) 温泉利用券寄附者へのおまけの送付

温泉利用券寄附者に、温泉利用券を送付する際に、以下のおまけが同封されていることが判明しました。ふるさと納税制度の下では、寄附者への返礼について、基準金額以上のものを贈ることは認められておらず、おまけの同封は不適切です。

なお、以下いずれのおまけも市職員が手作業により作成していた温泉券管理簿及び発送済リストにより判明したものであり、正確性を保証するものではありません。また、令和元年度以前の温泉券発送済リストは作成されていないため、おまけの集計は令和元年度から令和3年度までとしています。

【5,000円温泉券】

発送年度	おまけとして使用した枚数	金額
令和元年度	675 枚	3,375,000 円
令和2年度	2,381 枚	11,905,000 円
令和3年度	930 枚	4,650,000 円
合計	3,986 枚	19,930,000 円

(注) 令和2年度及び令和3年度のおまけについては、令和4年12月13日のプレスリリースにて報告しています。

【10,000円温泉券】

発送年度	おまけとして使用した枚数	金額
令和元年度	80 枚	800,000 円
令和2年度	1 枚	10,000 円
令和3年度	2 枚	20,000 円
合計	83 枚	830,000 円

【クオカード】

発送年度	おまけとして使用した枚数			金額
	単価不明	@300円	@500円	
令和元年度	7枚	828枚	124枚	312,500円
令和2年度	809枚	7,564枚	16,138枚	10,580,900円
令和3年度	—	1,464枚	1,638枚	1,258,200円
合計	816枚	9,856枚	17,900枚	12,151,600円

(注1) 単価不明のクオカードについては、1枚300円として金額を算出しました。

(注2) 令和2・3年度は、令和4年12月13日のプレスリリースにて報告しています。

【玉ねぎスープ】

発送年度	10,000円券のおまけとして同封した本数	5,000円券のおまけとして同封した本数	金額
令和元年度	32,790	330	1,987,200円
令和2年度	47,410	485	2,873,700円
令和3年度	68,010	1,815	4,189,500円
合計	148,210	2,630	9,050,400円

(注1) 令和2・3年度は、令和4年12月13日のプレスリリースにて報告しています。

【コーヒー・洋菓子セット】

発送年度	おまけとして使用した枚数	金額
令和元年度	558セット	2,232,000円
令和2年度	368セット	1,472,000円
合計	926セット	3,704,000円

【お食事券】

発送年度	おまけとして使用した枚数					金額
	単価不明	@10,000円	@3,000円	@5,000円	@8,000円	
令和元年度	41枚	一枚	—	—	—	123,000円
令和2年度	一枚	50枚	2枚	3枚	2枚	537,000円
合計	41枚	50枚	2枚	3枚	2枚	660,000円

(注) 単価不明のお食事券については、1枚3,000円として金額を算出しています。

【淡路島銘菓セット】

発送年度	おまけとして使用した枚数	金額
令和2年度	50個	89,100円

【るるぶキッチン商品券】

発送年度	おまけとして使用した枚数	金額
令和元年度	368枚	368,000円

【るるぶスタンド商品券】

発送年度	おまけとして使用した枚数	金額
令和元年度	2枚	2,000円

【るるぶ何方此方（どちら）お食事券】

発送年度	おまけとして使用した枚数	金額
令和元年度	1枚	1,000円

(4) 総務省へのふるさと納税寄附金収入報告の誤りについて

商品券の販売金額企業版ふるさと納税の寄附金額については、諸収入（雑入）及び寄附金（ふるさと納税以外の寄附金）として計上する必要がありますが、ふるさと納税の寄附金として処理されていました。

（ふるさと納税に関する寄附金収入に誤って計上されていた収入）

発送年度	収入額	内容
令和元年度	72,091円	すもとスタンド売上納付金
令和2年度	11,000,000円	企業版ふるさと納税
令和3年度	50,852,100円	商品券売上金 等
合計	61,924,191円	

以上

【資料2】 ふるさと洲本もっもっも応援事業参加者募集要項（抜粋）

ふるさと洲本もっもっも応援事業参加事業者募集要領

1 目的

洲本市では、ふるさと納税制度により、本市に寄附を頂いた方に対し謝意を伝えるとともに洲本市の特産品や魅力をPRするための地元特産品等贈呈することとしております。このたび、地元特産品等を通じたさらなる洲本の魅力発信とふるさと納税の推進を図るため、特産品等を提供する事業者（以下、「参加事業者」という。）を募集します。

2 募集する特産品

総務省の定めた地場産品の基準に該当し、洲本市の魅力を感じてもらう商品や洲本市のPRにつながる商品等とします。

3 参加事業者

特産品を提案することができる参加事業者は、市が特段認める場合を除き、次の条件をいずれも満たしている者とし、市の魅力発信に相応しい事業者で魅力創生課との協議により決定した者とします。

ただし、市又は他の参加事業者の名誉を棄損する行為等他の事業者等の迷惑になる行為等があった場合や参加事業者として適当でないと判断した場合は、参加を取消します。

- (1) 店舗・通販等における売上が1,000万円以上あり、且つ営業年数3年以上の実績のある事業者で、設備等を備え、生産・製造・販売等の事業を安定的に行っている事業者であること。
- (2) 洲本市税の滞納がなく各種法令を遵守していること。
- (3) 洲本市内又は洲本市と縁のある市区町村に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場がある企業または個人事業者及び地域のグループであること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 個人情報保護法及び洲本市個人情報保護条例に基づき個人情報を適切に扱うことができる事業者であること。（別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。）
- (6) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有していること。

備考)「洲本市と縁のある」への下線は当委員会による追記。

【資料3】 情報提供のお願い

令和5年 月 日

洲本市ふるさと納税返礼品事業者各位

情 報 提 供 の お 願 い

洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会

拝啓 平素は当委員会の調査にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

当委員会は、洲本市がふるさと納税指定自治体の取消しを受けるに至った経緯やその原因究明、今後に向けて市が取り組むべき課題などを調査しておりますが、事業者の皆様におかれましては、これまでに実施したアンケートへの回答では十分お伝え頂けていない情報やご意見をお持ちなのではないかと推測致します。

そこで、市の返礼品事業者への勧誘の状況や各基準に関する説明内容、その他洲本市のふるさと納税制度運用にかかわる有益な情報やご意見等がございましたら、どのようなことでも結構ですので、下記連絡先まで文書にてお寄せ下さい。様式は問いません。郵送、ファクス、メールのいずれの方法でも結構です。頂いた情報は、当委員会委員のみで共有し、市や外部に提供することはありません。またお寄せ頂いた情報を拝見し、当委員会でさらに事情をお聞きすることが必要と判断した場合は、ヒアリングのお願いをさせて頂くこともございますので、よろしければ、社名、担当者名、連絡先をご記載頂ければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【提出先】

河瀬法律事務所

弁護士 河 瀬 真

敬 具

洲本市ふるさと納税制度運用に関する情報提供用紙

(*洲本市による返礼品事業者への勧誘の状況、各基準の説明。その他市のふるさと納税制度運用に関して、情報をお寄せください。)

(御社名)

(ご担当者)

(電話番号)
